

## 熱中症予防に関する学校の対応

### 1 奈良県に熱中症特別警戒アラート又は熱中症警戒アラートが発表された場合

#### (1) 前日の14時00分に熱中症特別警戒アラートが発表された場合

熱中症特別警戒アラートは、広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発表されるものであることを踏まえ、対象日を臨時休業とし、その旨を保護者に連絡する。

#### (2) 登校時刻前(前日の17時00分又は対象日の5時00分)に熱中症警戒アラートが発表された場合

##### ア 登下校について

帽子や日傘等により日ざしを遮るとともに、通気性と透湿性の良い肌着等を選択すること等をあらかじめ指導しておく。

標準服で登下校を含む学校生活を営むこととされている学校においても、式典挙行時を除き、体操服等で登下校させることとしても差し支えない。

熱中症警戒アラートが発表されているかどうかにかかわらず、式典挙行時を除き、毎年6月16日から第1学期終業式までの期間については体操服等で登下校させることとしても差し支えない。また、常時、水分補給を認めることとする。

##### イ 学校での活動について(教室での活動)

学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第6条第1項に基づく学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号)において、教室等の温度は28℃以下であることが望ましいとされていることから、空調設備を用いて教室内の温度を適切に管理する。

授業の開始及び終了の際における号令時や式典挙行時等を除き、常時、水分補給を認めることとする。ただし、授業等の進行上特に必要のある場合は、少なくとも約20ないし50分に1回の頻度で水分補給を認めること等としても差し支えない。児童生徒の体調(意識状態や大量の発汗の有無等)の把握に努めた上、体調を考慮し、積極的に水分補給を促すこととする。

##### ウ 学校での活動について(後記エ及びオを除く教室以外での活動)

後記3(3)により把握する暑さ指数(WBGT)に応じて、以下のとおりとする。

###### (ア) 暑さ指数(WBGT)が31以上のとき

###### i 活動を中止するもの

屋外における体育の授業等の運動は、原則として中止する。

###### ii 活動に制限等を要するもの

屋外におけるまち探検、理科の観察、写生、集会等の運動を伴わない活動、屋内であっても空調設備が整備されていない屋内運動場等における活動は、中止し、活動時間を短縮し、又は内容を身体に負担の少ないものに変更する。活動を中止しない場合は、場所や服装等にも配慮し、授業の開始及び終了の際ににおける号令時や式典挙行時等を除き、常時、水分補給を認めることとする。児童生徒の体調（意識状態や大量の発汗の有無等）の把握に努めた上、体調を考慮し、積極的に水分補給を促すこととする。

空調設備が整備されている場所における活動については、授業の開始及び終了の際ににおける号令時や式典挙行時等を除き、常時、水分補給を認めることとする。ただし、授業等の進行上特に必要のある場合は、少なくとも約20ないし50分に1回の頻度で水分補給を認めること等としても差し支えない。児童生徒の体調（意識状態や大量の発汗の有無等）の把握に努めた上、体調を考慮し、積極的に水分補給を促すこととする。

児童生徒から持参した飲料が不足した旨の申出を受けたときは、飲料の購買を認め（現金の所持を認めている場合に限る。以下同じ。）、又は飲料を補給する。特に小学校低学年の児童に対しては、持参した飲料が不足していないかどうかについて、学級担任等から登校時刻の4ないし5時間後をめどとして確認することとし、不足しているときは、飲料を補給する。

**(イ) 暑さ指数（W B G T）が28以上31未満のとき**

**i 活動を中止するもの**

屋外における激しい運動や持久走等体温が上昇しやすい運動は、原則として中止する。

**ii 活動に制限等を要するもの**

屋外における激しい運動や持久走等体温が上昇しやすい運動以外の体育の授業等の運動、屋外におけるまち探検、理科の観察、写生、集会等の運動を伴わない活動、屋内であっても空調設備が整備されていない屋内運動場等における活動は、活動時間を短縮し、又は内容を身体に負担の少ないものに変更する。場所や服装等にも配慮し、授業の開始及び終了の際ににおける号令時や式典挙行時等を除き、常時、水分補給を認めることとする。児童生徒の体調（意識状態や大量の発汗の有無等）の把握に努めた上、体調を考慮し、積極的に水分補給を促すこととする。熱中症の発症には、肥満や体力の有無等の事情により個人差があることから、個別に運動を軽減したり、場合によっては中止したりする等の対策を講じる。

空調設備が整備されている場所における活動については、授業の

開始及び終了の際における号令時や式典挙行時等を除き、常時、水分補給を認めることとする。ただし、授業等の進行上特に必要のある場合は、少なくとも約20ないし50分に1回の頻度で水分補給を認めること等としても差し支えない。児童生徒の体調（意識状態や大量の発汗の有無等）の把握に努めた上、体調を考慮し、積極的に水分補給を促すこととする。

児童生徒から持参した飲料が不足した旨の申出を受けたときは、飲料の購買を認め、又は飲料を補給する。特に小学校低学年の児童に対しては、持参した飲料が不足していないかどうかについて、学級担任等から登校時刻の4ないし5時間後をめどとして確認することとし、不足しているときは、飲料を補給する。

#### **(ウ) 暑さ指数（WBGT）が25以上28未満のとき**

全ての活動を実施することができるることとするが、積極的に休息を取らせることとする。

屋外における激しい運動や持久走等体温が上昇しやすい運動については、授業の開始及び終了の際における号令時等を除き、常時、水分補給を認めることとする。児童生徒の体調（意識状態や大量の発汗の有無等）の把握に努めた上、体調を考慮し、積極的に水分補給を促すこととする。熱中症の発症には、肥満や体力の有無等の事情により個人差があることから、個別に運動を軽減したり、場合によっては中止したりする等の対策を講じる。

児童生徒から持参した飲料が不足した旨の申出を受けたときは、飲料の購買を認め、又は飲料を補給する。特に小学校低学年の児童に対しては、持参した飲料が不足していないかどうかについて、学級担任等から登校時刻の4ないし5時間後をめどとして確認することとし、不足しているときは、飲料を補給する。

#### **(エ) 暑さ指数（WBGT）が21以上25未満のとき**

全ての活動を実施することができるることとするが、熱中症による死亡事故が発生する可能性があることを念頭に置き、熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間ににおいて積極的に水分補給を促すこととする。

#### **(オ) 暑さ指数（WBGT）が21未満のとき**

全ての活動を実施することができるることとする。通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分補給を促すこととする。

### **エ 学校での活動について（プール授業）**

後記3(3)により把握する暑さ指数（WBGT）に応じて、以下のとおりとする。

プール授業を実施する場合は、プールサイドが高温になることのほか、

水中においても発汗や脱水があることに留意する。前日ないし直前の活動内容や児童生徒の体調等によっては熱中症を発症しやすくなる場合があることを踏まえ、プールであるから熱中症予防の必要がないものと誤った認識を持たないようにし、他の運動時と同様に熱中症予防の観点を意識した対策を講じる。水温が中性水温（水中で安静状態のヒトの体温が上がりも下がりもしない水温：33℃から34℃まで）より高い場合は、水中でじっとしていても体温が上がるため、水温管理に留意する。

なお、具体的な対策は、「学校屋外プールにおける熱中症対策」（平成31年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）を参考に対応する。

**(ア) 暑さ指数（WBGT）が31以上のとき**

原則として中止する。

**(イ) 暑さ指数（WBGT）が31未満のとき**

授業の開始及び終了の際ににおける号令時等を除き、常時、水分補給を認めることとする。ただし、授業等の進行上特に必要のある場合は、少なくとも約20ないし50分に1回の頻度で水分補給を認めること等としても差し支えない。児童生徒の体調（意識状態や大量の発汗の有無等）の把握に努めた上、体調を考慮し、積極的に水分補給を促すこととする。

プール授業を見学する児童生徒がいる場合は、プールサイドの日陰において見学させることとし、常時、水分補給を認めることとする。児童生徒の体調（意識状態や大量の発汗の有無等）の把握に努めた上、体調を考慮し、保健室等で待機させることも検討する。

見学している児童生徒を保健室等に移動させる必要が生じた場合であっても、水中の児童生徒の監視が疎かにならないように徹底する。

児童生徒から持参した飲料が不足した旨の申出を受けたときは、飲料を補給する。

**オ 学校での活動について（体育的行事及び部活動等の大会）**

運動会や本市主催の部活動の公式大会等は、予備日が設けられ、予備日において実施する方が熱中症予防の観点から望ましいと推測される場合は、予備日において実施することを検討し、それ以外の場合は、活動時間を短縮し、時間帯を変更し、又は内容を身体に負担の少ないものに変更することを検討する。特に開会式等における来賓等の挨拶のための時間は、短縮し、又は省略することを検討する。

また、以下の対策を講じた上で実施する。

**(ア) あらかじめ保護者に対し、登校前に児童生徒の体調を確認することや、十分な量の水筒等を持参させることを依頼しておく。**

**(イ) 屋外テント等の設営により日陰を作り、競技しない時間等においては、児童生徒がその場所で待機することができるようとする。**

- (ウ) 児童生徒の一人一人の体調を把握し、前日ないし直前の活動内容や児童生徒の体調等によっては熱中症を発症しやすくなる場合があることを踏まえ、場合によっては参加させない等の対応をする。
- (エ) 活動中であっても、競技や試合等の進行上特に必要のない限り、常時、水分補給を認めることとする。児童生徒の体調（意識状態や大量の発汗の有無等）の把握に努めた上、体調を考慮し、積極的に水分補給を促すこととする。
- (オ) 児童生徒から持参した飲料が不足した旨の申出を受けたときは、飲料の購買を認め、又は飲料を補給する。特に小学校低学年の児童に対しては、持参した飲料が不足していないかどうかについて、指導者等から活動開始時刻の4ないし5時間後をめどとして確認することとし、不足しているときは、飲料を補給する。

## 力 その他の活動について

### (ア) 夏期休業中のプール開放

原則として前記エと同様とする。

ただし、後記3(3)により把握する暑さ指数(WBGT)を計測した結果、登校後にプール開放が中止となることを避けるため、中止の判断に用いる暑さ指数(WBGT)については、環境省が発表する奈良地点の予測数值（通常の暑さ指数）とし、7時00分における9時00分時点の暑さ指数(WBGT)の予測が31以上である場合は、プール開放を中止し、7時10分までに保護者にその旨を連絡するものとする。

プール開放を実施する場合において、前記の予測を上回り、後記3(3)により把握する暑さ指数(WBGT)が31ないし32となったときは、前記エの留意事項を踏まえた上で、活動時間を短縮し、又は内容を身体に負担の少ないものに変更して実施することができることとし、常時、水分補給を認めることとする。児童生徒の体調（意識状態や大量の発汗の有無等）の把握に努めた上、体調を考慮し、積極的に水分補給を促すこととする。

前記の予測を上回り、後記3(3)により把握する暑さ指数(WBGT)が33以上となったときは、原則として中止する。

### (イ) 水泳記録会の練習等

夏期休業中における香芝市小学校水泳記録会及び奈良県学童水泳記録会の参加者並びに中学校の水泳部員の練習については、後記3(3)により把握する暑さ指数(WBGT)が31未満となった場合は、前記エと同様とする。

後記3(3)により把握する暑さ指数(WBGT)が31ないし32となった場合であっても、前記エの留意事項を踏まえた上で、限定した人数で実施すること、運動負荷を軽度とすること、十分な休息を取らせること等を前提として、教職員の指導の下で実施することができるることとする。この

場合は、活動時間を短縮し、又は内容を身体に負担の少ないものに変更するように努めるとともに、當時、水分補給を認めることとする。児童生徒の体調（意識状態や大量の発汗の有無等）の把握に努めた上、体調を考慮し、積極的に水分補給を促すこととする。

後記3(3)により把握する暑さ指数(WBGT)が33以上となったときは、原則として中止する。

(参考) 热中症予防のための各団体の指針

暑さ指数 (WBGT数値) 乾球温度（目安）	日常生活における 熱中症予防指針 (日本生気象学会)	熱中症予防のための運動指針 (公財)日本スポーツ協会)
<b>WBGT 31以上</b> 乾球温度（目安）35°C以上 <b>危険</b> (運動は原則中止)	外出はなるべく避け、涼しい室内へ移動する。	特別な場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
<b>WBGT 28~31</b> 乾球温度（目安）31°C~35°C <b>厳重警戒</b> (激しい運動は中止)	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走等体温が上昇しやすい運動は避ける。 運動する場合には、頻繁に休息を取り水分及び塩分の補給を行う。 体力の低い人、暑さになれていない人は運動を中止する。
<b>WBGT 25~28</b> 乾球温度（目安）28°C~31°C <b>警戒</b> (積極的に休息)	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。	熱中症の危険が増すので、積極的に休息を取り適宜、水分及び塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
<b>WBGT 21~25</b> 乾球温度（目安）24°C~28°C <b>注意</b> (積極的に水分補給)	激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分及び塩分を補給する。
<b>WBGT 21未満</b> 乾球温度（目安）24°C未満 <b>ほぼ安全</b> (適宜水分補給)	—	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分及び塩分の補給は必要である。市民マラソン等ではこの条件でも熱中症が発生するので注意する。

2 奈良県に熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートが発表されなかった場合

奈良県に熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートが発表されなかった場合であっても、前記1(2)ウからカまでと同様とする。

### 3 熱中症予防に対する措置等

教職員は、「奈良県学校における熱中症対策ガイドライン」（令和6年8月改訂版奈良県教育委員会）に基づき、主として以下の点に留意の上、あらかじめ適切な措置を講ずるものとし、熱中症警戒アラート等の発表時には朝礼等において認識を共有する。

#### (1) 教職員への熱中症予防に関する啓発の実施

学校は、教職員が児童生徒の熱中症予防について共通の理解を図るため、この「熱中症予防に関する学校の対応」のほか、「熱中症環境保健マニュアル2022（令和4年3月環境省）」や「熱中症を予防しよう—知って防ごう熱中症—」（平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）等を活用し、毎年6月15日までに研修を実施する。

#### (2) 各学校の実情に応じた対策

学校は、近年の最高気温の変化や熱中症の発生状況等を確認し、各学校の実情に応じて、テントや日除け等を設置することとし、教室等での温度管理等について学校薬剤師の助言を得て、予防策を実施する。

#### (3) 暑さ指数（WBGT）の把握と共有

学校は、屋内運動場、運動場、プール等の活動場所において、活動開始の10分程度前に専用の計測器を用いて暑さ指数（WBGT）を計測することとし、活動場所が屋内運動場、運動場等の場合は、様式1により記録し、プールの場合は、様式2により記録する。気象の変化に注意しながら、活動中においても、適宜計測するように努める。計測結果は、職員室の掲示板等、各学校で定める場所に掲示して、教職員間で共有する。

#### (4) 保護者への情報提供と共有

学校は、熱中症予防に関する保護者の理解を深めるため、この「熱中症予防に関する学校の対応」のほか、熱中症特別警戒アラートや熱中症警戒アラートの意味及びそれが発表された場合における対応について、ミマモルメ等を通じて保護者と情報を共有する。

#### (5) 児童生徒への熱中症予防に関する指導の実施

教職員は、児童生徒が自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるように以下の事項について指導する。

ア 屋外へ出歩くときは、帽子や日傘等により日ざしを遮るとともに、通気性と透湿性の良い肌着等を選択すること。

イ 屋外で運動、スポーツ、作業等を行うときは、帽子を着用するほか、できるだけ薄着とすること。

ウ 直射日光の下で、長時間にわたって運動、スポーツ、作業等をすることは避けること。

エ 屋内外にかかわらず、長時間にわたって運動、スポーツ、作業等をする

ときは、積極的に休息を取り、適宜水分補給をすること。

#### 4 熱中症発生時における措置等

##### (1) 熱中症発生時の対応

教職員は、児童生徒が熱中症を発症したと疑われるときは、現場で直ちに身体を冷やす等必要な処置をするとともに、放置すれば死に至る重大な事態であることを認識し、後記(3)の「熱中症E A P」のとおり、熱中症の重症度によって、I度（現場の応急手当で対応）、II度（病院への搬送が必要）、III度（入院し集中治療が必要）と分類した上、直ちに重症度に応じて当該児童生徒の対応に当たることとする。

当該児童生徒にII度以上の症状が見られるときは、教職員は、医療機関が近接していて直ちに当該児童生徒を医療機関へ搬送する場合を除き、2分以内に119番通報して救急隊の出動を要請する。

I度の「めまい」や「筋肉のこむら返り」等の軽度の症状が見られるときは、教職員は、当該児童生徒を涼しい場所へ移動させ、衣服を緩め、安静にさせるとともに氷のう等により身体を冷やし、少しづつ水分を補給させるなどの応急手当をする。この場合において、教職員は、当該児童生徒の容態を継続して注視し、以下の症状が見られるときは、医療機関が近接していて直ちに当該児童生徒を医療機関へ搬送する場合を除き、2分以内に119番通報して救急隊の出動を要請する。

ア 自力で水分を補給することができない。

イ 前記の応急手当をしても症状の改善が見られない。

##### (2) 熱中症発生時の対応に向けた学校の体制の整備

学校は、熱中症が疑われる児童生徒に前記(1)のII度又はIII度の症状が見られる等の緊急事態（以下「緊急事態」という。）の発生時に迅速かつ的確に応急手当や救命処置を講じることができるようにするため、以下のとおり体制を整備しておく。

ア 緊急事態の発生時における119番通報や保護者への連絡等について  
教職員の役割分担をあらかじめ定め、全ての教職員が理解しておくとともに  
に、職員室、保健室、事務室等の見やすい場所に掲示する。

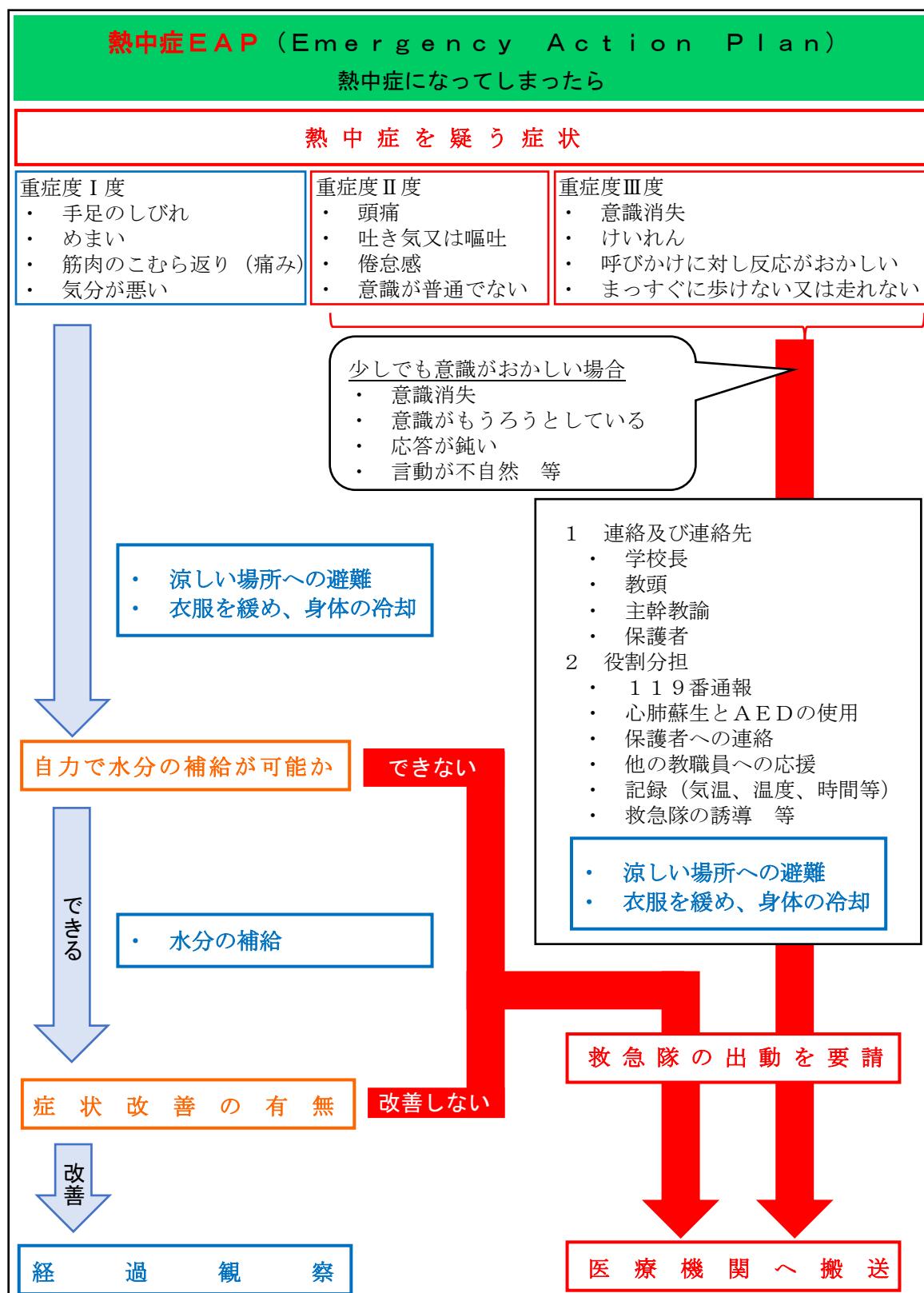
イ 緊急事態の発生時に連絡する医療機関の所在地及び電話番号を前記ア  
の掲示の付近に掲示するとともに、校長、教頭及び主幹教諭の電話番号  
を全ての教職員が把握する。

ウ 応急手当や救命処置（心肺蘇生とA E Dの使用）等に関する講習を行う  
等、実際に応じることができるよう備える。

エ 運動会等の体育的行事の際には、緊急事態が発生した場合に備え、事前に香芝消防署や学校医に連絡し、緊急事態の発生時における搬送の手順等について認識を共有する。

オ 児童生徒の応急手当や救命処置と並行して、確実に遅滞なく保護者への連絡をするため、教職員は、あらかじめ保護者の連絡先を取りまとめておくほか、緊急事態の発生時は、前記アの役割分担に応じて複数の教職員がその対応に当たる。また、校長又は教頭は、熱中症により重篤な症状に至った児童生徒が発生した場合や大人数が熱中症を発症するに至った場合等は、概ね10分以内を目安として教育委員会事務局教育部学校教育課学校支援室を通じて初期報告を行う。

(3) 热中症EAP



## 様式 1

## 暑さ指数 (W B G T) 記録簿

測定場所 : \_\_\_\_\_

令和 年 月

日	曜日	1限	2限	業間休み 中休み 20分休み	3限	4限	昼休み	5限	6限	放課後
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

- ※ 各授業（休み）の10分程度前に測定し、上段に数値、下段に記録者を記録する。
- ※ 夏期休業中については、児童生徒が登校している時間帯以外は記録を不要とする。
- ※ 運用期間は、熱中症警戒アラートの運用期間である4月下旬から10月下旬までとする。

様式2

プール指導・管理日誌

月	日	曜	気温	℃	天気
---	---	---	----	---	----

プール安全管理点検	点検者
-----------	-----

	水	残留塩素	透明度	消毒剤投入量	p H
大プール	℃	mg/ℓ	良・否	個	
小プール	℃	mg/ℓ	良・否	個	
腰洗い槽				個	

施設安全点検項目	チェック	対応
水中の危険物	有・無	
プールサイドの危険物	有・無	
水漏れ・給水施設	有・無	
虫や浮遊物	有・無	
水位の状況	有・無	

水泳安全管理点検
----------

校時	プール 大・小	学級・学年	入水者数	見学者数	欠席者数	気温	水温	W B G T	残留塩素	p H	透明度	消毒剤 投入量	点検者	指導者
	大・小		人	人	人	℃	℃		mg/ℓ		良・否	個		
	大・小		人	人	人	℃	℃		mg/ℓ		良・否	個		
	大・小		人	人	人	℃	℃		mg/ℓ		良・否	個		
	大・小		人	人	人	℃	℃		mg/ℓ		良・否	個		
	大・小		人	人	人	℃	℃		mg/ℓ		良・否	個		
	大・小		人	人	人	℃	℃		mg/ℓ		良・否	個		
	大・小		人	人	人	℃	℃		mg/ℓ		良・否	個		
	大・小		人	人	人	℃	℃		mg/ℓ		良・否	個		

引き継ぎ事項など
----------